

中学校完全給食の実施を前提とした市給食センター
建設計画の早期推進を求める決議

学校給食法においては、児童・生徒の心身の健全な発達に資するため、学校給食の普及充実を図ることとされている。一方、食育基本法においては、自治体の食育推進への取り組みが期待されている。

このような状況の中、現在、学校給食法に基づき、全国多数の自治体で、中学校完全給食が実施され、平成21年度の全国公立中学校における完全給食実施率は、81.6%に達しており、今後さらに増える傾向にある。

しかし、本市では、平成16年度の中学校給食検討委員会における審議の結果、「家庭からの手作り弁当の教育的効果を生かしつつ、弁当の持参できない生徒に、バランスに配慮した自由選択制の校外調理方式（弁当方式）が良い。」との結論から、家庭からの弁当を基本としつつ、平成18年度から弁当配食事業を実施しているが、その利用者数は1日平均17食であり、非常に少ない状況の中、生徒の健康面、体力面において、大きな課題となっている。

大和郡山市議会では、予算審議や一般質問において、再三、市給食センター第二の早期建設と中学校完全給食の実施を求めてきた。

それは、食育、栄養バランスや地産地消の推進などの観点だけでなく、子育て世代がより働きやすい地域を求め、中学校給食を実施していない本市からそれを実施している近隣自治体へと流出することが、本市における人口減少の要因のひとつになっているのではないかとすることも考慮し、早期に中学校給食を実施しなければならないと考えたからである。中学校給食が実施されれば、子育て世代の経済的負担の軽減、就業環境の改善、通勤可能時間の大幅な改善などが図られ、定住率の増加が見込まれるのである。

よって、市におかれては、平成22年度末で市内小中学校の耐震化を完了させた今、中学校完全給食の実施を前提とした市給食センター建設計画を推進し、早期に実現するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成23年 9月20日

大和郡山市議会